

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月28日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約

専 決 処 分 書

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部を下記のとおり変更し、契約を締結する。

令和6年2月22日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額（変更後の総契約金額） 2,634,049,000円

(2) 変更による増額金額 14,414,400円

3 契約の相手方 村本・大和土木特定建設工事共同企業体

代表者 住所 京都市中京区御池西洞院東入橋之町741番地の3

氏名 村本建設株式会社京都営業所

所長 永市 大吾

構成員 住所 京田辺市薪小欠1番57

氏名 大和土木株式会社

代表取締役 木村 雄一

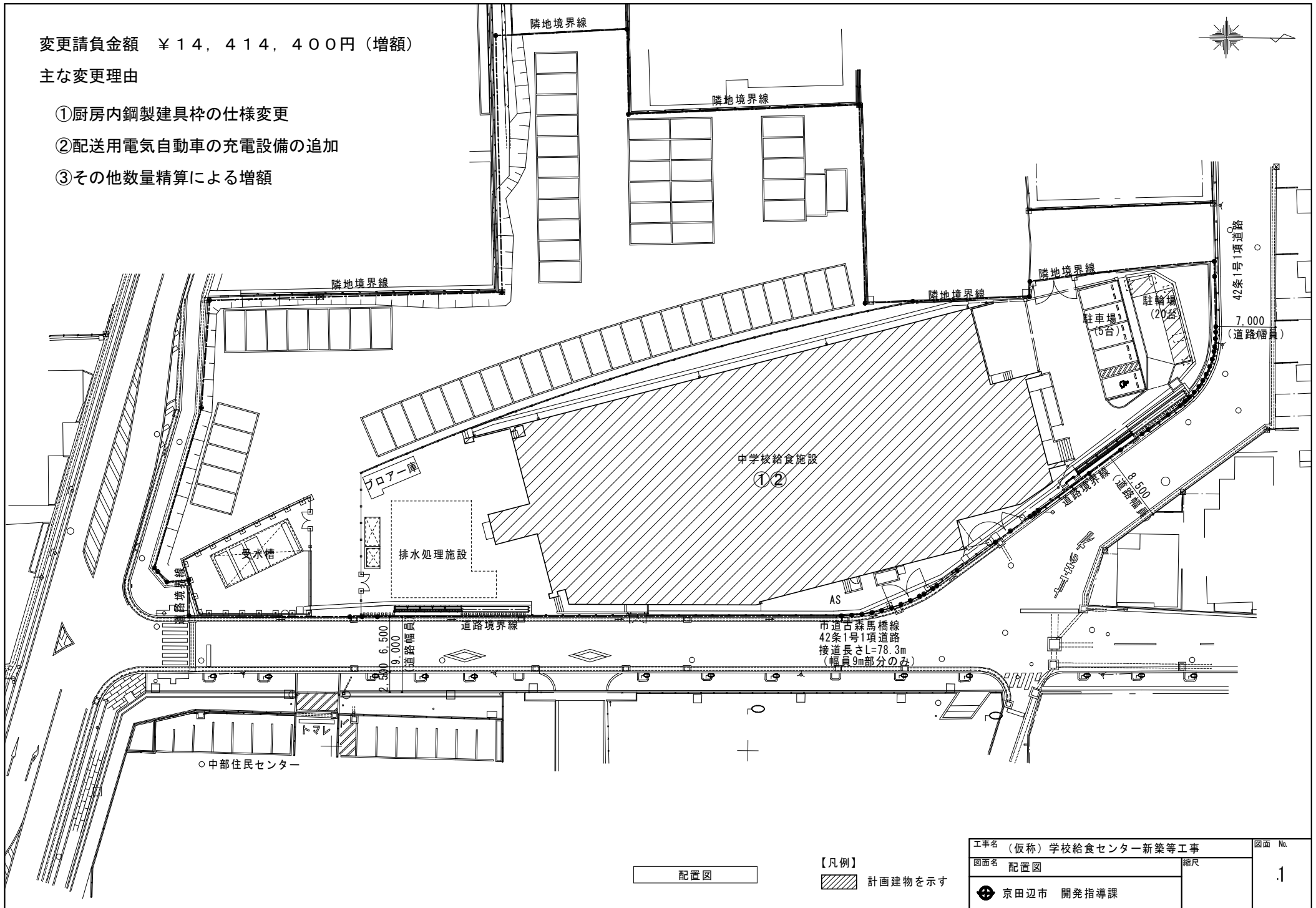
4 変更契約締結日

令和6年2月26日

変更請負金額 ¥14,414,400円 (増額)

主な変更理由

- ① 厨房内鋼製建具枠の仕様変更
- ② 配送用電気自動車の充電設備の追加
- ③ その他数量精算による増額



配置図

【凡例】

▨ 計画建物を示す

工事名 (仮称) 学校給食センター新築等工事	図面 No.
図面名 配置図	縮尺
京田辺市 開発指導課	.1